○鴨川市消防条例

平成17年２月11日

条例第150号

改正　平成17年６月30日条例第166号

平成22年９月29日条例第21号

（趣旨）

第１条　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき本市における水火災その他災害の警戒防御（以下「消防」という。）及びこれに関連して必要な事項に関し定めるものとする。

（消防団）

第２条　本市の消防をつかさどるため鴨川市消防団（以下「消防団」という。）を置く。

（組織）

第３条　消防団に支団を、支団に分団を、分団に部又は班を置く。

２　消防団に本部を置く。

３　消防団に消防団長（以下「団長」という。）、支団長、副支団長、分団長、副分団長、部長、班長等の役員及びその他の団員を置く。

４　前項に掲げるもののほか、消防団に副団長を置くことができる。

５　支団分団の名称、区域本部の位置及び役員の定数任期については、規則で定める。

（管轄区域）

第４条　消防団の管轄区域は、鴨川市一円とする。

（定数）

第５条　消防団員（以下「団員」という。）の定数は、732人とする。

（任命）

第６条　団長は市長が消防団の推薦に基づいて任命し、その他の団員は団長が本市に居住する年齢満18歳以上の志操堅固身体強健であって団員たるに足ると認められる者の中から市長の承認を得て任命する。

（退職）

第７条　団員は、退職しようとする場合には、あらかじめ文書をもって任命権者に願出してその承認を受けなければならない。

（懲戒）

第８条　団員であって次の各号のいずれかに該当する者があるときは、任命権者は、これを懲戒するものとする。

（１）　消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

（２）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（３）　団員たるにふさわしくない非行があったとき。

（懲戒の種別）

第９条　前条の懲戒は、次の区別によってこれを行う。

（１）　免職

（２）　停職

２　停職は、１月以内の期間を定めてこれを行う。

（服務）

第10条　団員は、団長の招集によって服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従って直ちに出動して服務に就かなければならない。

２　団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

３　団員は、10日以上居住地を離れる場合には、次により届け出るものとする。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

（１）　団長、副団長及び支団長にあっては、市長

（２）　副支団長にあっては、団長

（３）　前２号に掲げる者以外の者にあっては、支団長

４　団員は、火災警報発令中その他特に必要があると認める際は、警備に支障のある場所に、多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

５　団員は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際して身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。

（２）　規律を厳守して、上長の指揮命令の下に上下一体事に当らなければならない。

（３）　上下同僚の間互に相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして、常に言行を慎まなければならない。

（４）　職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。

（５）　職務上知得した秘密を他に知らせてはならない。

（６）　団又は団員の名義をもって乱りに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。

（７）　団又は団員の名義をもって特定の政党結社若しくは政治団体を支持し反対し、又は加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

（８）　機械器具その他団設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

（報酬及び費用弁償）

第11条　団員には、鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年鴨川市条例第37号）に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、団員が災害、警戒活動及び訓練のため出動した場合は、予算の範囲内で定める額の費用を弁償する。

（公務災害補償）

第12条　団員の公務災害補償については、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第１号）の規定による。

（消防委員会の設置）

第13条　本市における消防の十分なる発展に資し、もって消防行政の円滑なる運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定により鴨川市消防委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌）

第14条　委員会は、消防団に関する重要事項について市長の諮問に応じ、又は意見を申し述べる。

（組織）

第15条　委員会は、委員10人以内をもって組織する。

２　委員は、消防関係者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

３　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第16条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間中とし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第17条　委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年２月11日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市消防条例（昭和46年鴨川市条例第82号）又は消防条例（昭和30年天津小湊町条例第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成17年６月30日条例第166号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、平成17年４月１日から適用する。

附　則（平成22年９月29日条例第21号）

この条例は、平成22年10月１日から施行する。